平成26年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(平成26年2月25日付託分)

政策局・会計局・各局委員会

	平成26年度当初予算
1	平成26年度当初予算の内容【政策局・会計局・各局委員会関係】・・・・・・・・・・・ 1
2	· 平成26年度一般会計当初予算歳出の主な事業【政策局・会計局・各局委員会関係】····· 2
3	・ 平成26年度一般会計当初予算債務負担行為について【政策局・会計局関係】 10
4	平成26年度市町村自治振興事業会計当初予算の内容【政策局関係】・・・・・・・・・・・・ 11
	議案(条例その他)
5	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例
	を廃止する条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
6	。 神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要············· 15
	平成25年度 2 月補正予算
7	7 平成25年度2月補正予算(その1)の内容【政策局・会計局・各局委員会関係】・・・・・・ 18
8	3 平成25年度市町村自治振興事業会計 2 月補正予算(その 1)の内容【政策局関係】 ⋯⋯ 19
	議案(平成25年度条例その他)
9	神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例の概要【政策局関係】20

1 平成26年度当初予算の内容【政策局・会計局・各局委員会関係】

(一般会計) (単位 千円)

		1					(半1	<u>v TD)</u>
内訳					本 年 度 (の財源内	訳	
	本 年 度	前 年 度	比 較	特	定財	源	めた日子に石	備考
科目				国庫支出金	県 債	その他	一般財源	
(款)議会費	3,595,438	3,628,948	33,510	1	-	137	3,595,301	
(項)議会費	3,595,438	3,628,948	33,510	-	-	137	3,595,301	
(款)総務費	17,256,574	17,933,174	676,600	1,318,989	-	2,544,918	13,392,667	
(項)政策費	10,747,893	9,818,550	929,343	402,785	-	359,779	9,985,329	
(項)市町村 振興費	3,821,118	2,992,616	828,502	-	1	2,069,895	1,751,223	
(項)選挙費	72,376	2,904,118	2,831,742	4,543	ı	10	67,823	
(項)涉外費	19,464	19,462	2	1,450	1	-	18,014	
(項)統計 調査費	921,804	795,953	125,851	910,211	1	-	11,593	
(項)総務 管理費	900,606	595,110	305,496	1	-	113,709	786,897	
(項)人事 委員会費	340,001	349,386	9,385	-	-	1,475	338,526	
(項)監査 委員費	433,312	457,979	24,667	-	-	50	433,262	
小 計	20,852,012	21,562,122	710,110	1,318,989	-	2,545,055	16,987,968	
					-	29,148	29,148	その他 特定収入
一般会計 計	20,852,012	21,562,122	710,110	1,318,989	1	2,574,203	16,958,820	

(特別会計)

市町村自治	(9,205,641)	(8,369,705)	(835,936)
振興事業会計	8,427,204	7,635,527	791,677

^()は安全防災局計上額を含めた会計全体の予算額を示す。

81,567	81,567
--------	--------

- 2 平成26年度一般会計当初予算歳出の主な事業【政策局・会計局・各局委員会関係】
- (1) 2款 総務費 1項 政策費
- 新・戦略的広報推進事業費(資料1 参照) 50,000千円 【予算に関する説明書 67頁】 県の施策事業や神奈川の魅力について、効果的に情報発信するため、民間事業者を活用し、 主要施策の広報戦略を総合的にプロデュースするとともに、メディアへのプロモーション、ホームページのデザイン等の改善を行う。
 - ・ 総合計画進行管理費 5,990千円 【予算に関する説明書 67頁】 総合計画の進行管理を着実に進め、「政策マネジメント・サイクル」による政策評価と評価結果に基づく政策運営の改善を行う。
 - ・ 政策研究・大学連携推進費 8,876千円 【予算に関する説明書 67頁】 多様化・複雑化する県政課題に対応するため、本県の実情を踏まえた政策形成を支える調 査研究を行うとともに、県内大学と連携し、理工系分野の魅力を伝える「中高生のためのサイ エンスフェア」や、大学発・政策提案制度等を実施する。
 - ・ 研究交流推進事業費 112,275千円 【予算に関する説明書 67頁】 ア 政策推進受託研究事業費 82,000千円 県試験研究機関の活性化に資するため、外部資金等の柔軟な導入を図り、研究事業を積
 - 極的に推進する。
 - イ 神奈川重点実用化研究事業費 15,000千円 県試験研究機関において、県の重点研究目標に沿って、県有知的財産等を活用し、外部 研究機関等と共同で、実用化レベルを目標とした研究を行う。

新ウ 未病研究事業費 4.000千円

未病の状態かどうかの診断や予防・改善手法(機能性食品等)の開発に資するため、未 病期に変動し、かつ炎症を誘導するターゲット因子を解明する研究開発を県衛生研究所が 主体となって行う。

-部 新・ (公財)神奈川科学技術アカデミー補助金(資料2 参照)

841,442千円 【予算に関する説明書 67頁】

(公財)神奈川科学技術アカデミーが、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区で行うライフサイエンス分野における研究開発・産業化支援(血中がん等診断装置の開発、医食農同源に向けた食品等開発と機能性評価等)や、未病に関する普及啓発プロジェクトなどに対して、助成する。

・ 国土利用計画法施行費 65,676千円 【予算に関する説明書 68頁】 土地利用対策費 64,568千円

土地利用・取引の適正化を図るため、国土利用計画法に基づく届出において土地利用目 的審査を行うとともに、地価調査の実施など、地価情報の収集・提供を行う。

・ 水道事業会計補助金 838,000千円 【予算に関する説明書 68頁】 神奈川県内広域水道企業団の経営基盤の強化を図るため、建設改良事業に充当された企業 債の元利償還金に対して、一般会計から水道事業会計を通して助成を行う。 · 水源地域活性化推進費

13,861千円 【予算に関する説明書 68頁】

水源地域交流の里づくり事業費

8,750千円

「やまなみ五湖 水源地域交流の里づくり計画」に基づき、水源地域の活性化と水源環境の理解促進を図るため、交流の里イベントや地域資源を生かした商品への支援、水源地域住民と都市地域住民との交流事業等を実施する。

· 国際戦略総合特区推進事業費

185,025千円 【予算に関する説明書 68頁】

新ア ライフイノベーション推進強化事業費 49,726千円

治験の迅速化を図るため、医療現場に最先端の情報通信技術を導入し、モデル事業を実施する。また、最先端の医療機器等に係る有効性や安全性の評価検討を行うメディカルデバイス・レギュラトリーサイエンス・センター(仮称)機能の構築に向けた調査を実施するとともに、試行的にセンターの運営を開始する。

新 イ 再生医療推進事業費

33,000千円

「ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ」の状況の解消を図るため、国際共同治験の効果的なあり方を調査検討するとともに、「ライフイノベーションセンター(仮称)(川崎市川崎区殿町3丁目)」の平成28年度開設にあわせて、再生・細胞医療に係るレギュラトリーサイエンス講座が開講されるよう、海外の大学と連携したプレ講座を実施し、講座内容・実施体制の構築を図る。

新 ウ 再生医療普及促進事業費

9,000千円

再生・細胞医療に関する県民理解を深めるため、普及啓発を目的としたフォーラムを開催するとともに、「ライフイノベーションセンター(仮称)(川崎市川崎区殿町3丁目)」への企業誘致を図るため、同センターのPR活動やマッチング商談会等を実施する。

新工 医工連携推進強化事業費

6,500千円

さがみロボット産業特区との連携を推進する取組みとして、医療分野と工業分野の企業・研究機関等のマッチング事業、コーディネーター育成・活用事業及び薬事承認相談事業を実施する。

新 オ 国際戦略推進事業費

79,815千円

米国、シンガポール及び欧州のライフサイエンス関係機関を訪問し、具体的な連携体制の構築に向けた協議、県施策のアピールを行う。また、同地域における国際共同研究の可能性やビジネスパートナーの発掘等について調査事業を実施する。さらに、ライフサイエンス関連のベンチャー企業と大企業のビジネスマッチング会の実施、東西医療の連携を見据えた東洋医学産業の戦略的な海外展開手法等について調査・検討を行い、ライフサイエンス関連産業の海外展開を支援する。

· 地域主権改革推進費

13,634千円 【予算に関する説明書 69頁】

地方分権改革の推進を図るため、国に対し、権限と税財源の移譲や全国的な制度改正を提案するとともに、平成26年度は、九都県市首脳会議の事務局を務めるなど、広域的な政策課題の解決に向けて、他の地方自治体と共同・連携した取組みを進める。

· 京浜臨海部活性化推進費

5,915千円 【予算に関する説明書 69頁】

ア 京浜臨海部活性化推進事業費

3,515千円

24時間国際拠点空港化が進む羽田空港との近接性など、京浜臨海部の地域特性を最大限活かし、本県経済の活性化に結びつけるため、空港政策のあり方及び京浜臨海部に求められる機能に係る調査・研究等を行う。

イ 京浜臨海部コンビナート高度化等推進費 200千円

京浜臨海部コンビナートにおける生産の効率化や国際競争力の強化等を目指した企業間の連携を促進するため、コンビナートの高度化に向けた取組みを行う。

- ・ 湘南国際村計画推進事業費 100,460千円 【予算に関する説明書 69頁】 湘南国際村センターの管理運営を(株)湘南国際村協会と共同で行うとともに、湘南国際村における事業の発信強化に取り組むほか、平成27年度からの大規模修繕工事に向けて、設計を実施する。
- ・ 新たな観光の核づくり事業費 1,000千円 【予算に関する説明書 69頁】 横浜・鎌倉・箱根に次ぐ第4の国際観光地を創出するため、「新たな観光の核づくり構想」として県が認定した3地域(城ヶ島・三崎漁港周辺地域、大山地域、大磯地域)における企業や市町、地元住民の取組みを支援し、海外にも強力に発信できる魅力的で新たな観光の核づくりを進める。
- ・ 水のさとかながわ発信事業費 4,372千円 【予算に関する説明書 69頁】 「水のさと かながわ」の魅力を伝え、県内外からの誘客を図るため、圏央道開通を契機 としたキャンペーンや映像での情報発信を行う。
- · 未病産業推進事業費

98,533千円 【予算に関する説明書 69頁】

新ア 未病産業等プロジェクト推進事業費 58,592千円

健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出に向け、民間事業者と連携し、モデル事業の実施や実証実験等を行う。

新イ 未病産業等普及啓発事業費 39,941千円

未病産業という新たな市場の確立に向けて、県と民間企業による研究会を立ち上げるとともに、「未病を治す」という考え方を世界に発信する普及啓発イベントの箱根での開催に向けた事業実施計画の策定等を行う。

- 新・地域プロジェクト推進費(資料3 参照) 100,000千円 【予算に関する説明書 69頁】 「新たな観光の核づくり」や「県西地域活性化プロジェクト」などの地域を活性化する ためのプロジェクトを推進するため、「新たな観光の核づくり等促進交付金」を創設し、それぞれの構想における先導的な取組みを支援する。
- 新・ かながわシープロジェクト(仮称)推進費 11,000千円 【予算に関する説明書 69頁】 「海のかながわ」を総合的にプロデュースし、かながわの海の新たなステージに向けて の環境や基盤を創出し、神奈川の海の魅力や楽しみ方を内外に発信する。

- 新・ 県西地域活性化プロジェクト推進費 5,000千円 【予算に関する説明書 69頁】 県西地域の活性化に向けて、県西地域が未病を治す地域であることを示す拠点の持つべき機能や未病を治す科学的根拠の集約手法の整理、地域の集客施設等での情報発信の取組みをスタートさせ、プロジェクトの推進を図る。
 - ・ 高度情報化推進費 130,235千円 【予算に関する説明書 69頁】 新 社会保障・税番号制度推進費 5,884千円 平成29年7月に社会保障・税番号制度に必要なシステムの運用が開始されることに伴い、 平成28年7月に情報連携テストが開始されることから、県が所有するシステム等への影響

調査を行う。

- ・ 共通基盤システム開発整備費 104,757千円 【予算に関する説明書 69頁】 業務の簡素化や内部管理業務の負担軽減を図るため、共通基盤システム再開発設計業務を 実施するとともに、管理事務トータルシステム全体の再構築に係るプロジェクトマネージメ ントについて専門家による支援業務を行うことで、効率的かつ的確な再構築を図る。
- ・ 行政情報ネットワーク事業費 1,021,458千円 【予算に関する説明書 69頁】 イントラネット及びインターネットができる環境を整え、情報機器を活用することにより、 業務効率及び県民への情報提供サービスの向上を図る。
- ・ 電子自治体共同運営推進費 177,632千円 【予算に関する説明書 69頁】 県と市町村が共同して、申請届出や公共施設利用予約の手続きをインターネットで行える サービスの充実を図る。
- ・ コンピュータセンター外部移転事業費 440,051千円 【予算に関する説明書 69頁】 大規模地震の発生に備え、県庁第二分庁舎にあるコンピュータセンターを民間のデータセンターへ移転するための詳細設計及びシステム改修を行うとともに、移設準備の整ったシステムについては、順次民間データセンターの利用を開始する。
- ・ 情報公開条例施行事業費 5,207千円 【予算に関する説明書 69頁】 情報公開審査会の運営を行うとともに、県政に関する情報の公開の推進を図る。
- ・ 個人情報保護推進事業費 5,975千円 【予算に関する説明書 69頁】 個人情報の適切な取扱いを推進するため、県民、事業者及び事業者団体への意識啓発、個 人情報を取り扱う事業者に対する研修並びに情報公開・個人情報保護審議会及び個人情報保 護審査会の運営を行う。
- 新・ オープンガバメント推進費 7,850千円 【予算に関する説明書 70頁】 オープンガバメントのパイロットモデルとして、県が保有するデータを活用して、旧東海道のウォーキングをサポートするソフトウェアを民間から募集する。これにより、民間のビジネスモデルを構築するとともに、ウォーキングによる県民の健康増進と観光集客につなげる。
 - ・ 地域課題対策費 33,586千円 【予算に関する説明書 70頁】 地域県政総合センターが主体となる独自の取組みや地域づくり活動を促進する取組みを効率的・効果的に実施し、地域における諸課題への迅速かつ弾力的な対応を図る。
 - ・ 箱根ジオパーク推進費 3,300千円 【予算に関する説明書 70頁】 箱根火山及びその周辺地域の地質資源等を活用して、地域の活性化につなげるため、ジオップーの開催や解説板の整備等「箱根ジオパーク」の魅力づくりを進める「箱根ジオパーク推進協議会」の取組みを支援する。

(2) 2款 総務費 2項 市町村振興費

・ 市町村振興宝くじ交付金 2,069,000千円 【予算に関する説明書 71頁】 「市町村振興宝くじ」の収益金を、市町村の公共施設整備事業費等の資金として、 (公財)神奈川県市町村振興協会に交付する。

・ 市町村自治振興事業会計繰出金 1,609,665千円 【予算に関する説明書 71頁】 ア 市町村移譲事務交付金繰出金 709,665千円 市町村移譲事務交付金の財源として、市町村自治振興事業会計へ繰り出しを行う。

新 イ 市町村事業推進交付金繰出金 900,000千円

事務の効率化と市町村の創意工夫の促進を図る観点から、15事業の県単独市町村補助金を統合し創設した「市町村事業推進交付金」の財源として、市町村自治振興事業会計へ繰り出しを行う。

- (3) 2款 総務費 3項 選挙費
 - ・ 市町村選挙連絡調整費 16,473千円 【予算に関する説明書 72頁】 新選挙投開票システム開発費 12,600千円 県と県内各市区町村選挙管理委員会との間において 国政選挙や県知事選挙 県議会

県と県内各市区町村選挙管理委員会との間において、国政選挙や県知事選挙、県議会議 員選挙が行われる際に正確かつ迅速な投開票を行うことができるシステムを開発する。

- (4) 2款 総務費 4項 渉外費
 - ・ 基地返還等対策費 1,286千円 【予算に関する説明書 73頁】 米軍基地の整理・縮小・返還に向けて、関係自治体と連携しながら、各種協議会などを通 じ、国及び米側に働きかけを行うとともに、米側との相互理解を深め、今後の協力関係や諸 課題について意見交換等を行う。
 - ・ 基地周辺対策費 16,728千円 【予算に関する説明書 73頁】 米軍基地周辺住民の良好な生活環境を確保するため、航空機の騒音調査等を行う。
- (5) 2款 総務費 5項 統計調査費
 - ・ 社会経済統計調査費 761,989千円 【予算に関する説明書 74頁】 経済センサス基礎調査・商業統計調査費 368,424千円 事業所及び企業の基本的構造や商業活動の実態を明らかにするため、国からの委託を受けて調査を行う。
- (6) 2款 総務費 6項 総務管理費
 - ・ かながわ電子入札共同システム推進費 66,969千円 【予算に関する説明書 77頁】 入札参加者の利便性の向上と事務の効率化などを図るため、インターネットを利用して 入札手続きを行う「かながわ電子入札共同システム」を運用する。
- 新・ 会計管理システム開発整備費 314,470千円 【予算に関する説明書 77頁】 事務効率化のための業務支援機能を充実するとともに、不適正経理防止のための牽制機 能を強化するため、新たなシステムの開発を行う。

新 戦略的広報推進事業費

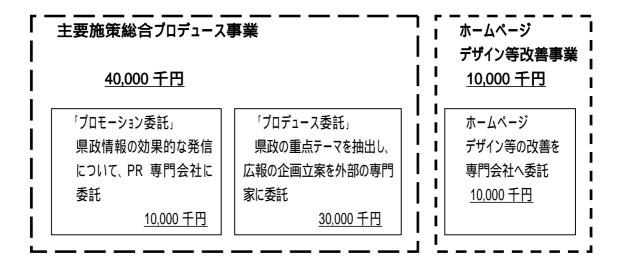
1 目的

県の施策事業や神奈川の魅力について効果的に情報発信するため、主要施策の広報を戦略的にプロデュースするとともに、県のさまざまな情報について戦略的なメディア展開を図る。さらに、県ホームページのデザイン改善等に取り組み、メッセージ力の強化を目指す。

2 予算額 50,000千円

3 事業内容

- (1) 主要施策総合プロデュース事業
 - ・ 県の主要施策の広報について、民間事業者を活用し、県民や企業等に 分かりやすく、効果的に伝わるよう、戦略的に組み立てる。
 - ・ また、神奈川が持つ魅力ある情報を発掘し、磨き上げ、メディアに積 極的に提供する。
- (2) ホームページデザイン等改善事業
 - ・ 県のトップページや主要施策のページデザインについて、より分かり やすく、インパクトを持ったものとするよう改善するとともに、操作性 の向上を図る。



-部(新)(公財)神奈川科学技術アカデミー補助金

1 目的

(公財)神奈川科学技術アカデミーが、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区で行うライフサイエンス分野における研究開発・産業化支援や、未病に関する普及啓発プロジェクトなどに対して、助成する。

2 予算額

841,442千円(うち、ライフイノベーション特区展開分 273,237千円)

3 平成26年度の主な取組み

(1) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の展開

ライフサイエンスに係る先導的な共同研究等を推進し、地域への成果展開を図る。

主なプロジェクト	プロジェクト概要
血中がん等診断装置の開発	血液中を流れる微量のがん細胞を識別して、短時間で 検出する装置の研究開発を行い、がんの早期診断と再 発・転移予防に資する。
健康・アンチエイジング	食品(生薬としての側面を持つ食品を含む)や化粧品
医食農同源に向けた食品等 開発と機能性評価	について、科学的根拠に基づいた有効性・安全性の評 価法を確立し、新製品の開発や新規参入を支援する。
光触媒等抗菌・抗ウイルス 性能評価	可視光による光触媒の抗ウイルス性能評価法を確立するとともに、空調関連製品など抗菌・抗ウイルス性能の評価を通じた製品開発支援および製品評価を行う。
インフルエンザウイルスに 対する治療薬の開発	新型インフルエンザを含めた、あらゆるインフルエン ザウイルスに対応できる治療薬を開発する。
高感度な医薬品評価チップ 等の開発	医薬品を簡便に評価できる膜タンパク質チップ及び生活習慣病等の疾患に特異的な因子を常時モニタリングできるバイオセンサの研究開発を行う。
新 未病に関する普及啓発 プロジェクト	漢方医学における「未病」の学習システムを構築する ことにより、「未病を治す」という考え方を一般県民 に普及する。

(2) 先端的な科学技術の研究活動の展開

高効率な燃料電池の開発など、先端的な科学技術の研究活動を展開する。

主なプロジェクト	プロジェクト概要
高効率燃料電池の開発	小型・軽量で高い変換効率の燃料電池を開発する。
光触媒技術の実用化	光触媒技術の実用化に向け、企業との共同研究により、製品開発を支援する。
レアメタルに頼らない電子 材料の実用化	これまでに開発したレアメタル(希少元素)に頼らない、LEDや太陽パネルなどに使用する電子材料(透明機能材料)の実用化に向けた研究開発を行う。

新 地域プロジェクト推進費

(「新たな観光の核づくり等促進交付金」の創設)

1 目的

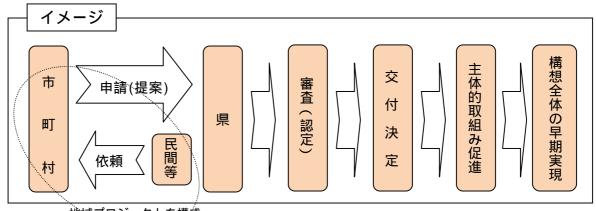
「新たな観光の核づくり」や「県西地域活性化プロジェクト」などの地域を活性化するためのプロジェクト(地域プロジェクト)を推進するため、それぞれの構想において先導的な役割を果たすと認められる事業について、その事業費の一部を県が負担することにより、地域の主体的な取組みを促進し、もって、構想全体の早期実現を図る。

2 予算額

100,000千円

3 事業内容

市町村からの申請(提案)に基づき、審査委員会において審査を行い、その認定を受けた事業に対して交付金を交付する。



地域プロジェクトを構成

(1) 申請主体

県が推進する地域プロジェクトの実施主体となる市町村

(2) 交付対象事業

県が推進する地域プロジェクトの実施計画等に位置付けられている事業 (ハード、ソフトは問わない)であって、当該地域プロジェクトの早期実現に向けて先導的な役割を果たすと認められる事業

(3) 交付額(1事業あたり上限額50,000千円) 交付対象事業の主たる事業主体(市町村、団体、民間等)に応じ、予 算の範囲内において交付

(4) 審査方法

知事をトップとする審査委員会を庁内に設置

3 平成26年度一般会計当初予算債務負担行為について【政策局・会計局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(既設定及び新規設定)

事 項	限 度 額	区分	期間	金 額		左の財源			
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	千円	前 年 度 末 までの支出		千円 651,871	特定	国庫支出金	千円		
神奈川電子自治体 共同運営サービス 事業費	1,009,080)	平成25年度平成26年度			県債 その他	178,605		
			平成27年度	331,233	-	一般財源	178,604		
		前 年 度 末までの支出		_	特	国庫支出金	-		
 同 上	854,460	(見込)額			定財	県債	-		
	33., 133) 当 該 年 度 以降の支出	平成26年度 ~	854,460	源	その他	427,230		
			平成32年度	331,100	-	一般財源	427,230		
		前 年 度 末までの支出		_	特	国庫支出金	-		
コンピュータセンター外部移転運営	4,357,719	(見込)額			定財	県債	-		
費		当 該 年 度 以降の支出		4,357,719	源その他		-		
		予定額	平成32年度	1,001,110	-	一般財源	4,357,719		
		前 年 度 末までの支出	平成15年度 ~	4,504,050	特	国庫支出金	-		
小田原合同庁舎借	18,671,889	(見込)額	平成25年度	4,004,000	定財	県債	-		
上事業費	10,071,000	当 該 年 度 以降の支出	平成26年度	14,167,839	源 その他		-		
		予定額	平成44年度	14,107,003	-	一般財源	14,167,839		
		前 年 度 末までの支出		_	特	国庫支出金	-		
会計管理システム	947,854	(見込)額		_	定財	県債	-		
開発運営費	947,034	当 該 年 度 以降の支出	平成26年度	947,854	源	その他	-		
				347,034	-	一般財源	947,854		

(単位:千円)

(単位:千円)

4 平成26年度市町村自治振興事業会計当初予算の内容【政策局関係】

(1) 総 括

(歳入) (単位:千円)

	款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1	市町村自治振興事業収入	(9,205,641) 8,427,204	(8,369,705) 7,635,527	(835,936) 791,677

備考 ()は、安全防災局計上額を含めた会計全体の予算額を示す。

(歳出) (単位:千円)

•									
					本与	F 度 予	り 算額の財	源 内 訳	
款	本年度	前年度	比較		特	定	財 源		
∓Λ	予算額	予算額	LL	¥X	国庫	県債	その他	繰越金	
					支出金				
1 市町村 自治振興 事 業 費	(9,205,641) 8,427,204	(8,369,705) 7,635,527	(835,9 791,6	,	-	-	(8,795,141) 8,114,704	(410,500) 312,500	

備考 ()は、安全防災局計上額を含めた会計全体の予算額を示す。

(2) 歳入の主な内訳

, , .						(
目	名	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	説	明
貸付	寸金返納	6,504,539	6,736,804	232,265	市町村振興資金貸付金返納	
一点	般 会 計入 金	1,609,665	725,274	884,391		
繰	越 金	312,500	172,949	139,551		

(3) 歳出の主な内訳

目 名	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	説 明
市町村振興事業費	6,002,749	4,902,749	1,100,000	市町村自治基盤強化総合補助金 1,200,000 市町村振興資金貸付金 3,700,000 市町村事業推進交付金 1,100,000
権限移譲等 推進事業費	709,665	725,274	15,609	市町村移譲事務交付金
貸付債権受取利益移転事業費	1,569,825	1,860,994	291,169	

(4) 債務負担行為について

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(既設定)

事	項	限	度	額	X	分	期	間	金	額	左	Ξ 0) [I	源内	訳
	貸付債権受取利益 8転事業費	貸付債	権活	千円 千円 田資全	前 年 までの (見 込	支出	平成14 ~ 平成25			千円 31,634,045		国庫県	支占	出金債		千円 - -
		化事業の対象である市町貸付金元金 32,062,180千円に係る元利償還金及び遅延損害金のうち県が受領した金額	象金千畳金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金	1、1.7タイ	年 度)支出 [額	~		化事業		<i>i</i> 尔	そ	Ø	他	貸用業あら元及害付資のる受金び金	会化事 対象で が 可した 利息	
											約	桑 走	<u>成</u> 3	金		-

【予算に関する説明書 231頁】

(5) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込み に関する調書

[X		分	前現	前	年 在	度	末高	F度末現 込	!在高 額	当当起	該該債	年年見	度度込	中中額	当言	或 見 亥 年 償還			当現	該 ¹ 在 高	見	
								千円		千円					千円				千円				千円
						(1,5)	33,9	80)	(1,415								(118,0	020)				',940)
市	市町村自治振興事業会計				1,96	7,0	00	1,967	,000					-				-		1,	967	,000	
						(1,5	33,9	80)	(1,415	5,960)							(118,0	020)		(1	,297	,940)
1	普	通	責			1,96	7,0	00	1,967	,000					-				-		1,	967	,000
						(1,5	33,9	80)	(1,415	5,960)							(118,0	020)		(1	,297	,940)
	(1)	総	務			1,96	7,0	00	1,967	,000					-				-		1,	967	,000

備考 ()は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

5 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条 例の概要

(1) 廃止の理由

地方公共団体等が公共の目的に必要な土地を確保するため、「公有地の拡大の推進に関する法律」では、都市計画施設等の区域内にある一定規模以上の土地を有償譲渡する者に届出義務を課し、民間の取引に先立って、届出がされた土地を必要とする地方公共団体等に買取り協議の機会を与えている。

本県では、小規模な土地についても買取り協議の対象とするため、「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例」により、届出が必要な面積を法定要件の「200㎡以上」から「100㎡以上」に引き下げている。

しかし、当該条例の対象となっている町においては、過去5年間、当該条例に基づく届出について、買取り協議を行った実績はなく、また、買取り機会を得るための条例継続の希望もないため、届出者の負担を軽減する観点から、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日

平成26年4月1日。ただし、当該条例の廃止の際現に届出がされている場合における土地の譲渡制限等又は当該条例の廃止前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 6 神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要
- (1) 改正の趣旨

平成2年に神奈川県個人情報保護条例に基づき創設した、個人情報を取り扱う事業者の登録制度について、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の答申を踏まえ、当該制度を廃止するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人情報を取り扱う事業者の登録制度を廃止するため、当該制度に関する規定を削除するほか、 所要の規定の整備を行う。(第48条~第68条関係)

(3) 施行期日 平成26年10月1日

神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号) 現 改 正 行 目次 目次 第1章~第2章 (略) 第1章~第2章 (略) 第3章 事業者における個人情報の保護 第3章 事業者における個人情報の保護 第1節 事業者に対する指導 (略) 第1節 事業者に対する指導 (略) 第2節 業務の登録(第48条~第53条) (削除) 第3節 調査、勧告、公表等(第54条~第57 第2節 調査、勧告、公表等(第48条~第51 条) 条) 第3節 他の地方公共団体又は国との協力 第4節 他の地方公共団体又は国との協力 (第58条) (第52条) 第4章 雑則 (第53条~第56条) 第4章 雑則(第59条~第62条) 第5章 罰則(第63条~第68条) 第5章 罰則(第57条~第62条) 附則 附則 第1条~第45条 (略) 第1条~第45条 (略) 第3章 事業者における個人情報の保護 第3章 事業者における個人情報の保護 第1節 事業者に対する指導(第46条・第47 第1節 事業者に対する指導(第46条・第47 条) (略) 条) (略) (削除) 第2節 業務の登録 (個人情報の取扱いに係る業務の登録) 第48条 事業者は、県内で行う個人情報の取扱い に係る業務に関し、次に掲げる事項(以下「登 録事項」という。)について、知事の登録を受 けることができる。 (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は主た る事務所の所在地並びに法人等にあっては 代表者の氏名 (2) 登録に係る業務の名称及び目的 (3) 登録に係る業務における個人情報の取扱 いの概要 (4) 登録に係る業務についての問い合わせ先 (5) その他規則で定める事項 2 前項の登録(以下「業務の登録」という。) を受けようとする事業者は、規則で定めるとこ ろにより、知事に申請しなければならない。

改 正	現
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	スプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ
	は、登録事項を規則で定める登録簿に登録する
	ものとする。ただし、審議会の意見を聴いた上
	で、当該申請に係る個人情報の取扱いが著しく
	不適正であると認めるときは、業務の登録を拒
	むことができる。
	4 知事は、前項の登録簿を一般の縦覧に供さな
	ければならない。
	(業務の登録を受けた事業者に対する調査の要請)
	第49条 知事は、必要があると認めるときは、業
	務の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」
	という。)に対して、当該業務の登録を受けた
	業務に関して説明又は資料の提出を要請するこ
	とができる。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第50条 登録事業者は、業務の登録を受けた業務
	_ 示することができる。_
	(変更の申請)
	第51条 登録事業者は、第48条第1項第2号及び
	第3号に掲げる登録事項を変更しようとすると
	<u>きは、規則で定めるところにより、登録事項の</u>
	<u>変更を知事に申請しなければならない。</u>
	2 第48条第3項の規定は、前項の規定による申
	請について準用する。この場合において、同条
	第3項中「前項」とあるのは「第51条第1項」
	と、「登録事項を規則で定める登録簿に登録す
	るものとする」とあるのは「当該申請に係る登
	録事項の変更を行うものとする」と、「業務の
	<u>登録」とあるのは「当該変更」と読み替えるも</u>
	<u>のとする。</u> (
	(変更又は廃止の届出)
	第52条 登録事業者は、登録事項(第48条第1項 第2号及び第3号に掲げる登録事項を除く。)
	第2 5及び第3 5に拘ける豆鋏事項を除く。) に変更があったとき、又は業務の登録に係る業
	務を廃止したときは、遅滞なく、当該変更に係る ・
	る事項又は業務を廃止した旨を知事に届け出な
	ければならない。
	(業務の登録の抹消)
	第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する
	ときは、業務の登録を抹消することができる。
	(1) 業務の登録に係る業務を廃止したことが
	明らかになった場合で、前条の規定による
	届出がないとき。_
	<u>拒んだ場合で、審議会の意見を聴いた上で、</u>
	その拒んだことにつき正当な理由がないと認
	<u>めるとき。</u>
	(3) 業務の登録の内容と異なる取扱いを行って
	いることが明らかになった場合で、審議

改 正	現 行
	会の意見を聴いた上で、業務の登録を抹消す
	<u>る必要があると認めるとき。</u>
<u>第2節</u> 調査、勧告、公表等	<u>第3節</u> 調査、勧告、公表等
(調査及び公表)	(調査及び公表)
<u>第48条</u> (略)	<u>第54条</u> (略)
(勧告及び公表)	(勧告及び公表)
<u>第49条</u> (略)	<u>第55条</u> (略)
(意見の聴取等)	(意見の聴取等)
<u>第50条</u> 知事は、 <u>第48条第2項</u> 又は前条第2項の	<u>第56条</u> 知事は、 <u>第54条第2項</u> 又は前条第2項の
規定により公表しようとするときは、事業者に	規定により公表しようとするときは、事業者に
意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かな	意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かな
ければならない。	ければならない。
(苦情相談の処理)	(苦情相談の処理)
<u>第51条</u> (略)	<u>第57条</u> (略)
第 <u>3節</u> 他の地方公共団体又は国との協力	<u>第4節</u> 他の地方公共団体又は国との協力
(他の地方公共団体又は国との協力)	(他の地方公共団体又は国との協力)
<u>第52条</u> (略)	<u>第58条</u> (略)
第4章 雑則	第4章 雑則
(運用状況の公表)	(運用状況の公表)
<u>第53条</u> (略)	<u>第59条</u> (略)
(個人情報保護制度の改善に関する施策の諮問)	(個人情報保護制度の改善に関する施策の諮問)
<u>第54条</u> (略)	第60条 (略)
(審議会の委員の守秘義務)	(審議会の委員の守秘義務)
<u>第55条</u> (略)	<u>第61条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第56条</u> (略)	第62条 (略)
第5章 罰則	第5章 罰則
第57条 (略)	第63条 (略)
<u>第58条</u> (略)	第64条 (略)
<u>第59条</u> (略)	第65条 (略)
第60条 (略)	第66条 (略)
第61条 (略)	<u>第67条</u> (略)
<u>第62条</u> (略)	<u>第68条</u> (略)

7 平成25年度2月補正予算(その1)の内容【政策局・会計局・各局委員会関係】

(一般会計) (単位 千円)

_	NX A II)									(単121 十円 <i>)</i>
内訳						補正予	算額	の財源内訳		
		補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	一般財源	説明
L	科目				国庫支出金	県 債		そ の 他	水∥ い 火 火 川	
(}	款)議会費	3,628,948	19,080	3,609,868	-	-		-	19,080	
	(項)議会費	3,628,948	19,080	3,609,868	1	-		-	19,080	政務活動費交付金 19,080
(}	款)総務費	19,577,776	876,375	18,701,401	211,126	-		229,603	435,646	
	(項)政策費	11,463,152	141,990	11,321,162	310,721	-		88,284	364,427	電子計算機器地震 対策費 136,065
	(項)市町村 振興費	2,992,616	172,756	2,819,860	327	-		108,814	63,615	市町村振興宝くじ 交付金 108,814
	(項)選挙費	2,904,118	403,487	2,500,631	403,487	-		-	-	参議院議員通常選 挙執行費 401,654
	(項)涉外費	19,462	-	19,462	-	-		-	-	
	(項)統計 調査費	795,953	118,463	677,490	118,033	-		-	430	
	(項)総務 管理費	595,110	34,717	560,393	-	-		32,505	2,212	出納事務運営費 16,289
	(項)人事 委員会	費 349,386	4,962	344,424	-	-		-	4,962	職員募集並びに試 験実施費 4,112
	(項)監査 委員費	457,979	-	457,979	-	-		-	-	
	小 計	23,206,724	895,455	22,311,269	211,126	-		229,603	454,726	
								333,519	333,519	その他特定収入
	-般会計 計	23,206,724	895,455	22,311,269	211,126	-		103,916	788,245	

(特別会計)

市町村自治	(8,498,705)	(8,498,705) (165,126) (8,333
振興事業会計	7,764,527	7,764,527 29,010 7,735

()は安全防災局計上額を含めた会計全体の予算額を示す。

8 平成25年度市町村自治振興事業会計2月補正予算(その1)の内容【政策局関係】

(1) 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市町村自治振興事業収入	(8,498,705) 7,764,527	(165,126) 29,010	(8,333,579) 7,735,517

備考 ()は、安全防災局計上額を含めた会計全体の予算額を示す。

(歳出) (単位:千円)

('37'							—	,
				補正	予算	額	の財源内	:訳
款	補正前の額 補正額	対击 正 安百	計	特定		財	源	
		ПI	国 庫 支出金	県債	その他		繰越金	
				又山並				
1 市町村 自治振興 事 業 費	(8,498,705) 7,764,527	(165,126) 29,010	(8,333,579) 7,735,517	-	-	(165,126) 29,010	-

備考 ()は、安全防災局計上額を含めた会計全体の予算額を示す。

(2) 歳入の内訳 (単位:千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	説 明
貸付金返納	6,865,804	2,784	6,868,588	市町村振興資金貸付金返納
一般会計繰入金	725,274	31,794	693,480	権限移譲等推進事業費繰入金

(3) 歳出の内訳 (単位:千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	説明
市町村振興事業費	5,031,749	2,400	5,034,149	市町村自治基盤強化総合補助金
権限移譲等 推進事業費	725,274	31,794	693,480	市町村移譲事務交付金
利子	28,459	384	28,843	公債管理特別会計繰出金

9 神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例の概要【政策局関係】

(1) 改正の趣旨

平成26年4月1日からの消費税率引上げへの対応及び単価の見直しによる受益者負担の適正化のため、使用料及び手数料等の額を改定する。

(2) 改正の内容

消費税率の引上げ及び単価の見直しによる使用料及び手数料等の額の改定のため、次の2条例を含む61条例を一括改正する。

【第1章 政策局関係】(2条例)

- · 神奈川県立公文書館条例
- 神奈川県立相模湖交流センター条例

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

平成26年4月1日

イ 経過措置

(神奈川県立公文書館の使用料に関する経過措置)

(ア) この条例の施行の際現に神奈川県立公文書館の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(神奈川県立相模湖交流センターの利用料金に関する経過措置)

(1) この条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、条例の施行日前においても、同日以後の神奈川県立相模湖交流センターの利用に係る利用料金について、改正後の条例の規定の例により、神奈川県立相模湖交流センター条例第12条第2項に基づく知事の承認を得ることができる。

神奈川県立公文書館条例(平成5年神奈川県条例第24号)

改 正	現
第 1 条~第12条 (略)	第1条~第12条 (略)
引表(第6条、第7条関係)	別表(第6条、第7条関係)
1 会議室使用料	1 会議室使用料
使 用 料 の 額	使 用 料 の 額
区 分 午前9時から午後5時ま午後5時から午後9時ま	区 分 午前9時から午後5時ま午後5時から午後9時ま
ਰ ਰ	でで
大 会 議 室 1時間につき 1,210円 1時間につき 1,380円	大 会 議 室 1時間につき 1,180円 1時間につき 1,350円
中会議室 同 590円 同 770円	中会議室 同 580円 同 750円
小会議室同 470円 同 650円	小会議室 同 460円 同 640円
2 大会議室設備使用料	2 大会議室設備使用料
種 別 単 位 使用料の額	種 別 単 位 使用料の額
ビデオシステム 1 回 <u>2,830円</u>	ビデオシステム 1 回 <u>2,760円</u>
16ミリ映画映写機同 2,830円	16ミリ映画映写機同 2,760円
8 ミリ映画映写機同 2,830円	8 ミリ映 画 映 写 機 同 2,760円
ワイヤレスマイクロフォン 1 本 1 回 1,530円	ワイヤレスマイクロフォン 1 本 1 回 1,490円
カセットレコーダー 1 台 1 回 1,290円	カセットレコーダー 1 台 1 回 1,260円
資料映写システム 1 回 <u>1,290円</u>	資料映写システム 1 回 <u>1,260円</u>
スライド映 写 機 同 1,290円	スライド映 写 機 同 1,260円
	備考 1~3 (略)

正

別表第1(第12条関係)

施設利用料金の上限額

1 多目的ホール利用料金

				利用料	金の額			
		平	日		日曜	日、土間	曜日及び	休日
	午前9	午前 9	午後 1	午後 5	午前9	午前9	午後 1	午後 5
区分	時から	時から	時から	時30分	時から	時から	時から	時30分
	午後9	午後零	午後 5	から午	午後9	午後零	午後 5	から午
	時30分	時30分	時まで	後9時	時30分	時30分	時まで	後 9 時
	まで	まで		30分ま	まで	まで		30分ま
				で				で
利用に係る								
催し等につ	42 180	11 320	 15_330	 19_860	 46 910	12 550	16 980	22,120
いて入場料	円	円	円	10,000 円	円	<u>12,000</u> 円	円	円
を徴収する	1 13	13	1 13	13	1 13	13	13	13
場合								
利用に係る								
催し等につ	21,090	<u>5,660</u>	7,620	9 980	23,460	6,280	8 540	11,010
いて入場料	円	<u>5,000</u> 円	<u>7,020</u> 円	<u>5,500</u> 円	円	<u>0,200</u> 円	<u>0,040</u> 円	円
を徴収しな	13	17	"	17	13	17	17	1.3
い場合								

改

2 アートギャラリー利用料金

	1日の利用料金の額		
区分	平日	日曜日、土曜日及 び休日	
利用に係る催し等について入場料 を徴収する場合	13,580円	<u>15,120円</u>	
利用に係る催し等について入場料 を徴収しない場合	6,790円	<u>7,510円</u>	

3 レッスン室利用料金

	利用料金の額				
午前	9 時から午	午前9時から午	午後1時から午	午後 5 時30分か	
後9日	寺30分まで	後零時30分まで	後 5 時まで	ら午後 9 時30分	
				まで	
	5,350円	1,440円	1,960円	2,470円	

4 研修室利用料金

利用料金の額				
2 時間以内の場合 2 時間を超える場合				
830円	最初の 2 時間につき <u>830円</u>	最初の2時間を超える 時間30分までごとにつ き <u>210円</u>		

5 主催者控室利用料金

	利用料金の額					
午前9時から午 午前9時から午 午後1時から午 午後5時30分か						
後 9 時30分まで	後零時30分まで	後 5 時まで	ら午後 9 時30分			
			まで			
930円	210円	310円	<u>420円</u>			

6 駐車場利用料金

利用料金の額				
1 時間以内の場合 1 時間を超える場合				
1台につき	310円	1 台最初の 1 時間につ き 310円	1 台最初の 1 時間を超える時間30分までごとにつき 160円	

備考(略)

別表第2(第12条関係)

備考 1~3(略)

設備利用料金の上限額

K-1111111					
種別	単位	利用料金の額			
ホール照明セット	1 🗇	<u>4,190円</u>			
その他の照明設備	1台1回	<u>1,300円</u>			
ホール音響セット	1 🗇	<u>4,190円</u>			
その他の音響設備	1台1回	<u>1,300円</u>			
映像設備	同	<u>1,300円</u>			
舞台設備	1台又は1組1回	<u>1,770円</u>			
楽器	1台1回	<u>3,140円</u>			
展示設備	1組1回	<u>310円</u>			
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電 力1キロワット1回	<u>210円</u>			

別表第1(第12条関係)

施設利用料金の上限額

1 多目的ホール利用料金

> D D D D D D D D D D D D D D D D D D D	70 137	コイイユレ						
	利用料金の額							
		平日			日曜日、土曜日及び休日			休日
	午前 9	午前9	午後 1	午後 5	午前 9	午前 9	午後 1	午後5
区分	時から	時から	時から	時30分	時から	時から	時から	時30分
	午後9	午後零	午後 5	から午	午後 9	午後零	午後 5	から午
	時30分	時30分	時まで	後9時	時30分	時30分	時まで	後 9 時
	まで	まで		30分ま	まで	まで		30分ま
				で				で
利用に係る								
催し等につ	41 000	11 000	14 900	10 300	45 600	12 200	16 500	21,500
いて入場料	円		円	<u>19,500</u> 円	43,000 円	<u>12,200</u> 円	<u>10,300</u> 円	<u>21,300</u> 円
を徴収する	1.7	17	17	17	17	17	17	<u>1 J</u>
場合								
利用に係る								
催し等につ	20,500	5,500	7,400	9 700	22,800	6,100	8 300	10,700
いて入場料	<u>20,300</u> 円		<u>7,400</u> 円	<u>3,700</u> 円	<u>22,000</u> 円		<u>0,500</u> 円	<u>10,700</u> 円
を徴収しな	17	1 17	1 17	17	17	17	17	<u> 1 J</u>
い場合								

行

2 アートギャラリー利用料金

	1日の利用料金の額		
区分	平日	日曜日、土曜日及 び休日	
利用に係る催し等について入場料 を徴収する場合	13,200円	14,700円	
利用に係る催し等について入場料 を徴収しない場合	6,600円	<u>7,300円</u>	

3 レッスン室利用料金

利用料金の額				
午前9時から午	午後 5 時30分か			
後 9 時30分まで	後零時30分まで	後 5 時まで	ら午後 9 時30分	
			まで	
5,200円	1,400円	1,900円	2,400円	

4 研修室利用料金

利用料金の額				
2 時間以内の場合 2 時間を超える場合				
<u>800円</u>	最初の 2 時間につき <u>800円</u>	最初の2時間を超える 時間30分までごとにつ き <u>200円</u>		

5 主催者控室利用料金

_	- I I I I I I I I I I I I I I I I I I I					
	利用料金の額					
	午前9時から午	午前9時から午	午後1時から午	午後 5 時30分か		
	後 9 時30分まで	後零時30分まで	後 5 時まで	ら午後 9 時30分		
				まで		
	900円	200円	300円	400円		

6 駐車場利用料金

Ξ.	-32 1 23 1 37							
	利用料金の額							
	1 時間以[内の場合	1 時間を調	超える場合				
	1台につき	300円	1 台最初の 1 時間につき 300円	1 台最初の 1 時間を超える時間30分までごとにつき 150円				

備考(略)

別表第2(第12条関係)

設備利用料金の上限額

は、個利用科金の工作領			
	種別	単位	利用料金の額
ホール	/照明セット	1 🗇	<u>4,070円</u>
その他	の照明設備	1台1回	<u>1,260円</u>
ホール	/音響セット	1 回	<u>4,070円</u>
その他	の音響設備	1台1回	<u>1,260円</u>
映像設備		同	<u>1,260円</u>
舞台部	} 備	1台又は1組1回	<u>1,720円</u>
楽器		1台1回	<u>3,050円</u>
展示部	} 備	1組1回	<u>300円</u>
持込器具使用電力料		持込器具の表示消費電	200円
		力 1 キロワット 1 回	

備考 1~3(略)